

選定要領

(年末調整申告システム賃貸借)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受注予定者を選定する。

(1) 審査及び選定

提出書類及びシステム試用による審査をもって選定します。

審査（5月22日～5月31日予定）にあたって疑義が生じた場合は、公募型プロポーザル方式賃貸借参加申請書に記載の E-Mail アドレス宛に照会しますので、照会メールに返信する形で回答をお願いします。

なお、プレゼンテーションは実施しません。

(2) 審査対象となる書類等

- ・ 企画提案書（別紙 「企画提案書作成要領」 参照）
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書（別紙 「公共性（施策反映）評価について」 参照）
- ・ 参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書
- ・ 参加者が提供する年末調整申告システムのシステム試用

(3) 年末調整申告システムの試用について

選定者が（2）審査対象となる書類等の「参加者が提供する年末調整申告システム」を試用できる環境を提供してください（無料トライアル可）。選定者が試用するために初期設定等必要な場合は、試用するまでの手続き方法や初期設定方法がわかる資料を提供いただくとともに、電話でのサポート体制を整えてください。

また、システム試用後は、保持しているデータを適切に消去し明石市へ報告してください。

(4) 審査する内容

「（2）審査対象となる書類」で示す内容及びシステム試用などから総合的に審査します（別紙 「採点表（審査基準）」 参照）。

(5) 審査の方法

- ① 選定委員会が採点表（審査基準）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受注予定者として選定する。
- ② 最高得点者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「システムの機能」の得点が最も高い者を選定する。
- ③ ②の得点も同じ者が複数ある場合は、参考見積額の低い業者を受注予定者とし、それも同額の場合は、くじにより受注予定者を選定する。
- ④ 選定委員のうち1人でも審査基準点が50点未満である場合は失格とする。

(6) 選定結果の通知

- ・ 2024年6月3日（月）（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。